

日本国際理解教育学会と人間文化研究機構国立民族学博物館
との連携に関する協定

日本国際理解教育学会と人間文化研究機構国立民族学博物館は、研究連携、研究交流、相互の研究成果の活用を促進して、もって社会における学術の発展と普及に寄与することを目的として以下の協定を締結する。

第1条 日本国際理解教育学会と人間文化研究機構国立民族学博物館は、相互の研究活動にとって有益と考えられる事業を協力して推進する。

第2条 前条に基づく個別の事業計画、実施体制、知的財産権の取扱い等、必要な事項は両者の協議により、別に定める。

第3条 本協定は、両者による署名の日から有効を有し、両者の協議により変更または廃止することができる。

平成 25年 3月 28日

平成 25年 3月 28日

日本国際理解教育学会会長

人間文化研究機構
国立民族学博物館長

大津和子

須藤健一

2013年3月28日付けで、国立民族学博物館と本学会が協定を結びました。これまで行ってきた国立民族学博物館・日本国際理解教育学会共催「博学連携教員研修ワークショップ」の成果でもあり、また、今後の連携協力により更なる国際理解教育の発展が期待されます。